

(令和7年度決算)
地方消費税率引上げ分が充てられた社会保障施策経費について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。この増収分については、消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度北栄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 218,739 千円
 【歳出】 社会保障施策に要した経費 1,570,733 千円

(千円)

施策区分	社会保障施策に 要した経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金（社会保 障財源化分）	その他
地方単独事業	1,433,642	175,541		82,626	102,313	1,073,162
1 総合福祉	20,339	10		101	1,452	18,776
2 医療	530,342	118,910		7,391	37,848	366,193
3 介護・高齢者福祉	71,172	4,664		14,806	5,079	46,623
4 子ども・子育て	775,846	35,803		60,050	55,369	624,624
5 障がい者福祉	9,200	312		7	657	8,224
6 貧困・格差対策等	26,743	15,842		271	1,909	8,721
国庫補助事業	1,268,546	927,949		6,668	90,530	243,399
その他	362,864	62,313	227,422	11,800	25,896	35,433
合 計	3,065,052	1,165,803	227,422	101,094	218,739	1,351,994